

島根県対策本部会議

(新型コロナウイルス感染症への対応について)

日時：令和2年3月27日（金）8：30～

場所：県庁6階 防災センター室

1. 政府対策本部の設置に伴う県の対応について

2. その他

事務連絡
令和2年3月26日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第2項の規定により読み替えて適用する同法第14条の規定に基づき、厚生労働大臣から内閣総理大臣に対し、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いと認める旨の報告がありました。

これを受け、政府において、同法第15条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されましたのでお知らせします。

政府対策本部が設置された場合、同法第22条第1項の規定に基づき、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならないこととされていますので、適切にご対応をお願いいたします。

また、設置され次第、設置状況につきまして、別紙様式に記載のうえ、27日（金）15:00 までに下記連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

（照会先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 比護・宮内・石橋

直通 03（6257）3086

FAX 03（3501）3973

e-mail g.sinnngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

satoshi.higo.i3i@cas.go.jp

fumi.miyauchi.c5b@cas.go.jp

megumi.ishibashi.k5i@cas.go.jp

参考資料

新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

令和2年1月30日

閣 議 決 定

令和2年3月17日

一 部 改 正

令和2年3月26日

一 部 改 正

- 1 中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第15条第1項の規定に基づき、下記により、新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 特措法第15条第2項の規定に基づく本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。
 - （1）名 称 新型コロナウイルス感染症対策本部
 - （2）設置場所 東京都（内閣官房（中央合同庁舎第8号館））
 - （3）設置期間 令和2年3月26日から新型コロナウイルス感染症対策を推進するため必要と認める期間
- 3 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本 部 長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官、厚生労働大臣、新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務を担当する国務大臣

本 部 員 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣

- 4 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。
- 5 特措法第16条第8項の規定に基づき、本部にその事務の一部を行う組織として、新型コロナウイルス感染症現地対策本部を設置することができる。その名称並びに設置の場所及び期間は、本部長が定める。
- 6 本部の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

島根県広域入院調整本部について

1. 目的

県内において、新型コロナウイルス患者（感染者）が大幅に増加し、感染症病床では対応できない状況になった際、患者（感染者）が入院する医療機関を一元的に調整することで県内の医療提供体制の崩壊を防ぐ。

2. 組織

本部長 健康福祉部長

副本部長 健康福祉部医療統括監（医師）

構成員 医師2、薬剤師1、保健師1、事務職2 （必要に応じて増数）

医療コーディネーター2（統括 DMAT：県中 HP、島大医学部）

事務局 医療政策課に置く

3. 機能

- ・全入院協力医療機関における入院可能病床を常時把握
- ・各保健所からの要入院者の依頼を受け付け、病態を勘案（トリアージ）、入院に適する医療機関を調整後、保健所に連絡
- ・必要に応じて搬送の手配（救急搬送）
- ・他県への入院調整、又は他県からの入院患者受け入れ 等

4. 設置日

令和2年3月26日より、医療政策課に設置

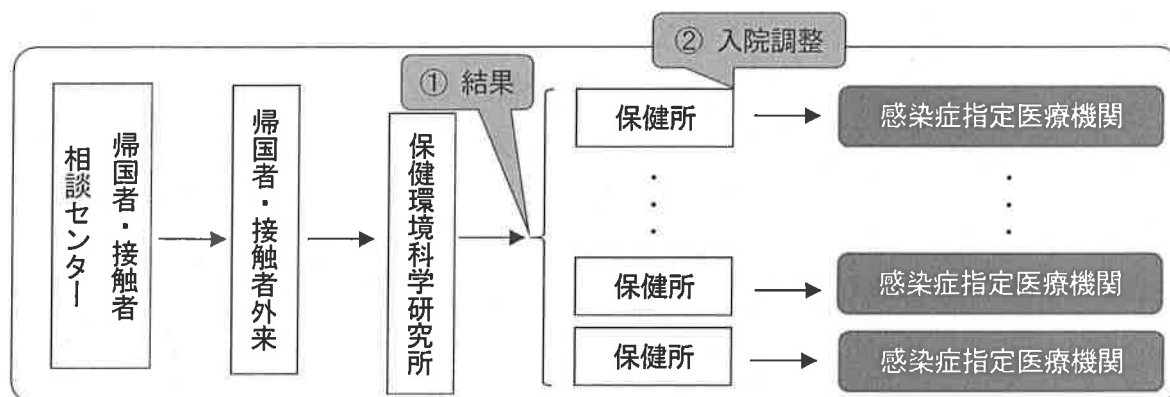
＝効 果＝

- ・患者（感染者）の重症度に応じて、速やかに且つ適切な医療を提供
- ・複数の保健所からの入院依頼による医療機関の情報の混乱を解消
- ・保健所圏域による医療資源格差を解消
- ・妊産婦、透析患者、精神疾患等の専門性を有する感染者へ速やかに対応可

島根県広域入院調整本部フロー図

【現 行】

感染症法に基づき、各保健所長が圏域（管）内の感染症指定医療機関と個別に調整



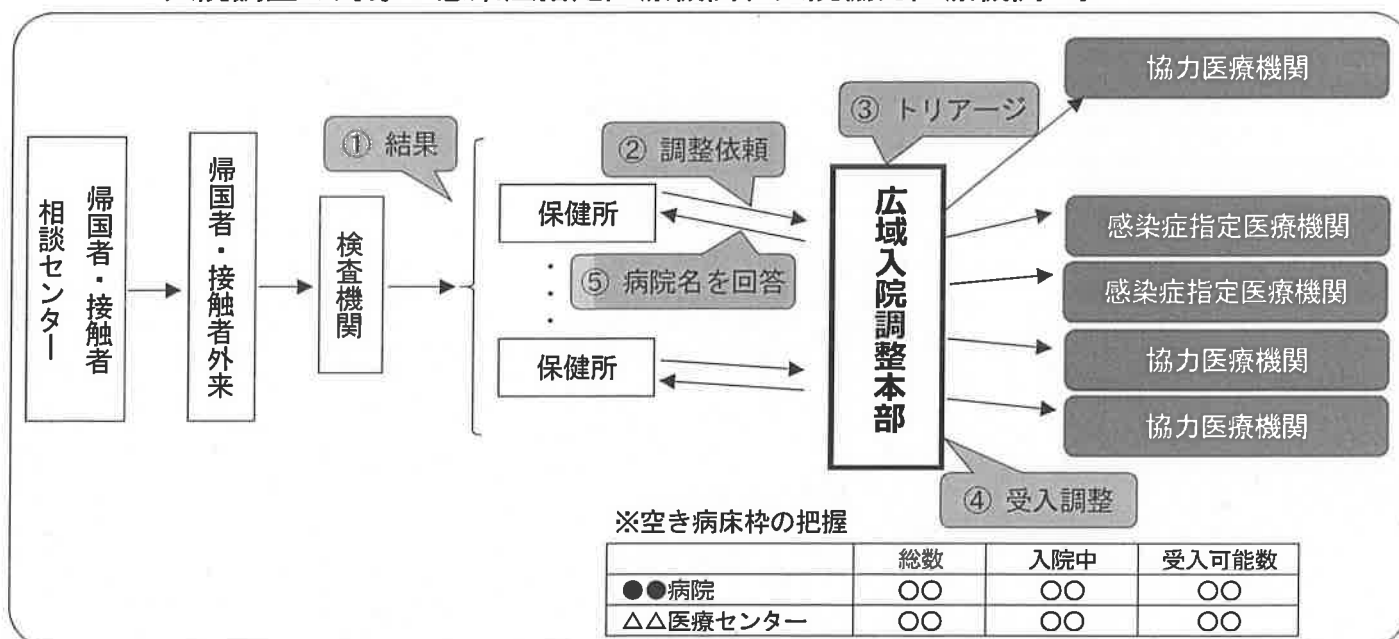
感染症指定医療機関

8病院：30床（さらに、約70床協力）

【患者数が大幅に増えたとき】

県広域入院調整本部が入院可能な空き病床を把握し、広域的に入院調整

入院調整の対象：感染症指定医療機関、入院協力医療機関 等



入院協力医療機関 8病院：約100床

令和元年度島根県一般会計補正予算（第7号）の知事専決 処分について

令和2年3月25日
総務部財政課

1 補正予算の趣旨

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）を受け、早急に対策を講じる必要から、地方自治法第179条第1項に基づき知事専決処分により補正予算を措置した。

2 専決処分日 令和2年3月25日

3 補正予算の内容

- (1) 補正予算額 214,270 千円
(補正後の一般会計予算額 467,719,124 千円)

(2) 内訳

[歳出予算]

・ 生活福祉資金の特例貸付	164,000 千円
・ 認可外保育施設等の感染拡大防止	17,628 千円
・ 障がい児放課後等デイサービスの利用者 負担軽減	15,000 千円
・ 感染症患者入院医療機関の設備整備支援	17,642 千円
合 計	214,270 千円

[歳入予算]

・ 国庫支出金	205,449 千円
・ 地方交付税	8,821 千円
合 計	214,270 千円

補 正 項 目

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
新	生活福祉資金の特例貸付	164,000	新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業等で収入減少があった世帯に対し、特例として生活福祉資金を貸付 [事業実施主体] 島根県社会福祉協議会 [貸付対象者] 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯又は、生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 [貸付内容] ①緊急小口資金(休業された方向け) ・貸付上限 20万円以内 ・据置期間 1年以内 ・償還期限 据置期間経過後2年以内 ・貸付利子 無利子 ・保証人 不要 ②総合支援資金(失業された方等向け) ・貸付上限 月20万円以内×原則3月以内 ・据置期間 1年以内 ・償還期限 据置期間経過後10年以内 ・貸付利子 無利子 ・保証人 不要 [受付開始日] 令和2年3月25日 [申込先] 市町村社会福祉協議会 [負担割合] 国10/10	健康福祉部 [地域福祉課]

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
新	認可外保育施設等への感染拡大防止事業	7,574	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、認可外保育施設等に対し、子ども用マスクや消毒液等の確保を支援 ①認可外保育施設 〔対象施設数〕 32施設 〔対象経費〕 ・県が施設配布用に一括購入したマスク等の衛生用品に係る経費 ・各施設において、令和2年1月16日以降に購入したマスク等の衛生用品に係る経費 〔負担割合〕 国10/10 ②幼稚園 〔対象施設数〕 私立幼稚園 1施設 〔対象経費〕 各施設において、令和2年2月27日以降に購入したマスク等の衛生用品に係る経費 〔負担割合〕 国10/10	健康福祉部 [子ども・子育て支援課]

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
新	障がい福祉サービス事業者等への感染拡大防止事業	10,054	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、障がい福祉サービス事業者等に対し、障がい児のための小型マスクや消毒液等の確保を支援 [対象経費] 各事業者等において、令和2年1月16日以降に購入したマスク等の衛生用品に係る経費 [負担割合] 国10/10	健康福祉部 [障がい福祉課]
新	障がい児放課後等デイサービス利用支援事業	15,000	新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業措置により、放課後等デイサービスの利用増加に伴い生じる追加経費を支援 [負担割合] 国10/10	健康福祉部 [障がい福祉課]
新	入院医療機関設備整備事業	17,642	新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関における、人工呼吸器及び簡易陰圧装置の整備を支援 [補助医療機関] 公立邑智病院 [導入台数] 人工呼吸器 6台 簡易陰圧装置 5台 [負担割合] 国1/2、県1/2	健康福祉部 [薬事衛生課]

【参考】既に講じている対策

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
新	新型コロナウイルス感染症対策資金（中小企業者向け）	制度創設 (R2.3.9)	新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、売上高等が減少している中小企業者等に対し、低利な融資制度を創設 [融資枠] 30億円 [資金使途] 設備資金、運転資金（借換不可） [融資期間] 10年以内(据置期間1年以内を含む) [融資限度額] 8,000万円 [融資利率] 年1.10%（固定） [保証料率] 年0.40%～0.71%	商工労働部 [中小企業課]
新	新型コロナウイルス感染症対策資金（農業者、漁業者向け）	制度創設 (R2.3.17)	新型コロナウイルス感染症の発生に起因した農水産物の消費減少、販売価格の下落等により経営に影響を受けている農業者、漁業者向けに、低利な融資制度を創設 [融資枠] ・農業者 5億円 ・漁業者 3.4億円 [資金使途] 運転資金 [融資期間] 10年以内(据置期間3年以内を含む) [融資限度額] 年間販売額・年間水揚げ額の減少額または減少見込額(1,200万円を限度) [融資利率] ・農業者 年0.1%（JAしまねの支援により、当初5年間無利子） ・漁業者 年0.1% [保証料率] ・農業者 年0.2% ・漁業者 年0.71%～1.09%	農林水産部 [農業経営課] [水産課]

新型コロナウイルス感染症に係る島根県の対応

1 相談窓口、帰国者・接触者外来、検査体制の状況等

(1) 一般相談窓口 (1/7～)

①設置窓口：健康推進課、県内7保健所

②相談件数：1, 389件 (3/24 現在)

(2) 帰国者・接触者相談センター (2/10～)

①設置窓口：県内7保健所

②相談件数：1, 129件 (3/24 現在)

(3) 帰国者・接触者外来 (2/10～)

①設置機関：県内21医療機関

②外来受診件数：101件 (3/24 現在)

(4) 感染症指定医療機関

感染者の入院治療：8医療機関 (30床)

(5) 検査体制 (2/3～)

保健環境科学研究所において、迅速かつ適正な検査ができる体制を整備

検査件数：117件 (3/26 現在)

(6) 社会福祉施設・福祉サービス提供事業所等向け相談窓口 (2/20～)

①設置窓口：健康福祉部内各社会福祉施設等担当課 (5課)

②相談件数：32件 (3/24 現在)

(7) 医療機関へのマスク支援 (2/17～)

通常の診療に必要なマスクが枯渇する恐れがある病院及び有床診療所に対し、県が備蓄しているサージカルマスクの一部を無償で支援

①受付窓口：県内7保健所

②支援状況：のべ30医療機関、28, 400枚 (3/26 現在)

2. 検査・医療提供に係る対策の準備

政府の新型コロナウイルス感染症対策基本方針に基づき、今後の県内での患者発生以降に患者数の増加・蔓延を見据え、次のとおり対策を準備中

(1) 検査体制

- ・要入院肺炎患者及び集団発生事例中心のPCR検査への移行
- ・検査件数が増加した場合を見据え、島根大学の検査協力

(2) 外来診療体制

①患者の病態などに応じた診療体制

- ・軽症者に対しては、感染予防策 (診療時間や動線の区分等) を講じた上で、一般の医療機関による受診体制に移行
- ・重症者、高齢者や基礎疾患を有する患者等は、帰国者・接触者外来へ優先的に案内し、早期かつ適切な受診につなげる。

②慢性疾患等を有する定期受診患者等に対する電話等を用いた処方等

- ・高齢者や基礎疾患を有する者等に対する医療・投薬等については、電話による診療と処方箋発行などの体制を整備

(3) 入院医療体制

①要入院患者のための病床の確保

- ・感染症指定医療機関及び帰国者・接触者外来医療機関等に対して、要入院患者のための病床を確保
- ・医療機関における人工呼吸器等の保有・稼働状況や、病床の稼働率などを踏まえ、集中治療を要する重症患者の受け入れ先を把握

②入院医療機関の調整

島根県広域入院調整本部（※1）により、患者が入院する医療機関を一元的に調整し、重症患者への適切な医療提供を図る

(4) 新型コロナウイルス感染症対策協議会の設置

- ・知事の諮問機関である「島根県医療審議会（感染症部会）」を充てる
- ・上記（1）から（3）までの医療体制に変更する場合は、「島根県医療審議会（感染症部会）」の意見を聴き、厚生労働省とも相談の上、知事が判断

(※1) 島根県広域入院調整本部

①目的

県内において、新型コロナウイルス患者（感染者）が増数し、感染症病床（30床）では対応できない状況になった際、患者（感染者）が入院する医療機関を一元的に調整することで県内の医療提供体制の崩壊を防ぐ。

②組織

本部長 健康福祉部長
副本部長 健康福祉部医療統括監（医師）
構成員 医師2、薬剤師1、保健師1、事務職2（必要に応じて増数）
医療コーディネーター2（統括 DMAT：県中 HP、島大医学部）

③機能

- ・全入院協力医療機関における入院可能病床を常時把握
- ・各保健所からの要入院者の依頼を受け付け、病態を勘案（トリアージ）、入院に適する医療機関を調整後、保健所に連絡
- ・必要に応じて搬送の手配（救急搬送）
- ・他県への入院調整、又は他県からの入院患者受け入れ 等

④設置日

令和2年3月26日